様式例３－１

農地法第３条の３の規定による届出書

令和　　年　　月　　日

 八潮市農業委員会会長　　あて

 　　　 　　　 　　　　　　　　　　　　住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名

　下記農地（採草放牧地）について、　　により　　　を取得したので、農地法第３条の３の規定により届け出ます。

記

１　権利を取得した者の氏名等（国籍等は、所有権を取得した場合のみ記載してください。）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  |  氏　名 |  住　所 | 国籍等 |  |
| 在留資格又は特別永住者 |
|  |  |  |  |

２　届出に係る土地の所在等

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 所在・地番 | 地　　目 | 面積(㎡) | 備 考 |
|  登記簿 |  現況 |
|  |  |  |  |  |

３　権利を取得した日

令和　　年　　月　　日

４　権利を取得した事由

５　取得した権利の種類及び内容

６　農業委員会によるあっせん等の希望の有無

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　受理通知書

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　八潮農委第　　　　　号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　八潮市農業委員会会長　　　　　　　　　印

　　　令和　　年　　月　　日付けで届出書の提出があった農地法第３条の３の規定による届出についてはこれを受理したので通知します。

　　　なお、本通知は権利関係を証明するものではないので念のため申し添えます。

（記載要領）

1. 本文には権利を取得した事由及び権利の種類を記載してください。
2. 法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載してください。
3. 国籍等は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45に規定する国籍等（日本国籍

の場合は、「日本」）を記載するとともに、中長期在留者にあっては在留資格、特別永住者に

あってはその旨を併せて記載してください。法人にあっては、その設立に当たって準拠した

法令を制定した国（内国法人の場合は、「日本」）を記載してください。

1. 権利を取得した者が連名で届出をする場合は、届出者の住所及び氏名をそれぞれ記載してください。また、記の１「権利を取得した者の氏名等」は必要に応じ、行を追加をしてください。
2. 記の２の「届出に係る土地の所在等」の備考欄には、登記簿上の所有名義人と現在の所有者が異なるときに登記簿上の所有者を記載してください。
3. 記の４の「権利を取得した事由」には、相続(遺産分割及び包括遺贈を含む)、法人の合併・分割、時効等の権利を取得した事由の別を記載してください。
4. 記の５の「取得した権利の種類及び内容」には、取得した権利が所有権の場合は、現在の耕作の状況、使用収益権の設定(見込み)の有無等を記載し、取得した権利が所有権以外の場合は、現在の耕作の状況、賃借料、契約期間等を記載してください。
5. 記の６の「農業委員会によるあっせん等の希望の有無」には、権利を取得した農地又は採草放牧地について、第三者への所有権の移転又は賃借権の設定等の農業委員会によるあっせん等を希望するかどうかを記載してください。

（本人確認に係る留意事項）＊押印しない場合

1.届出者が窓口に申請書類を持参する場合、本人確認のため次のいずれかの書類を提示してください。

【1点でよいもの】

　運転免許証、運転経歴証明書、個人番号カード、旅券、在留カード又は特別永住者証明書等

【2点必要なもの】

　　健康保険の被保険者証、年金手帳又は在学証明書等

　　　2.上記１以外の場合（代理人が持参する場合や郵送する場合等）、届出者の本人確認書類とし

て、次のいずれかの書類を添付してください。

　　　　　運転免許証、運転経歴証明書、個人番号カード、旅券、在留カード、特別永住者証明書、

　健康保険の被保険者証、年金手帳又は在学証明書等のうち２つの写し

3.届出者が法人の場合は、上記添付資料１の登記事項証明書等により確認します。

4.必要に応じて農業委員会や県が申請者に電話で申請書の内容について確認する場合があります。

２　届出に係る土地の所在等（別紙）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 所在・地番 | 地　　目 | 面積(㎡) | 備 考 |
|  登記簿 | 現況 |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |